

平成 2 3 年度

# 情報セキュリティ報告書

平成 2 4 年 5 月

**農林水産省**

## 目次

はじめに.....	1
第1 平成23年度の総括.....	2
1 平成23年度の評価.....	2
2 平成24年度の目標.....	3
第2 基本情報.....	4
1 農林水産省の概要.....	4
2 対象とする期間.....	5
3 対象とする組織.....	5
4 対象とする情報.....	5
5 責任部局.....	5
第3 情報セキュリティ対策の枠組み.....	6
1 情報セキュリティ対策に関する文書体系.....	6
2 情報セキュリティ対策の推進体制.....	7
第4 監査等.....	9
1 情報セキュリティ監査の実施.....	9
第5 情報セキュリティ対策の実施状況.....	11
1 情報セキュリティに係る自己点検.....	11
2 情報システムの状況.....	12
3 教育・啓発.....	12
4 調達・外部委託.....	13
5 情報の格付.....	14
6 その他取り組んだ事項.....	15
第6 情報セキュリティに関する障害・事故等報告.....	17
第7 情報セキュリティ対策に関する次年度の計画.....	17
第8 最高情報セキュリティアドバイザーからのメッセージ.....	18

## はじめに

農林水産省では、東日本大震災で被災した地域における農林水産業の復旧・復興をはじめ、農林水産業の振興、食料の安定供給、国土・自然環境の保全、農山漁村などの地域社会の発展、さらには食品産業の振興、6次産業化の推進など、国民生活を支える様々な分野を所管していることから、取り扱う情報が多岐に渡っており、業務で扱う情報システムも様々です。

そのため、日頃からの情報管理の徹底と、情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図るために、以下のような基本的な取組の継続と情報セキュリティ技術の活用など、新たな脅威への備えに取り組んでいます。

- (1) 職員が内部規則に準拠した対応を行っているかの自己点検の定期的な実施
- (2) 各情報システムが適切に管理・運営されているかの監査・確認とフォローアップ
- (3) 標的型メールへの備えとしての疑似訓練メールによる訓練
- (4) 証跡管理による情報流通の監視強化
- (5) 各端末への監視ツールの導入 等

本報告書は、農林水産省において平成23年度中に実施した情報セキュリティ対策の状況について取りまとめたものです。

平成23年度はメール攻撃が多数確認された年でした。官民間問わず、年度の前半は東日本大震災や原発事故に関する情報を装ったものが急増し、年度の後半は政府機関を標的としたものが増加して、農林水産省においてもメール攻撃を確認し、ウイルス感染の防止に努めました。

重大な障害・事故等には至ってはおりませんが、情報セキュリティ強化と業務上の必要性からの外部との通信の拡大という状況下で、何をどこまで規制すべきか等、今後の課題を再確認した年でもありました。

この教訓を踏まえ、職員一人ひとりに対して日頃からの情報セキュリティへの意識を高めるよう再度周知するとともに、セキュリティ対策技術の活用に努めてまいります。

最高情報セキュリティ責任者

(農林水産省大臣官房長)

本川 一善

平成24年5月

## 第1 平成23年度の総括

### 1 平成23年度の評価

#### (1) 情報セキュリティ監査の結果について

当省の各情報システムにおいて、情報セキュリティ対策が適切に実行・運用されているかを評価し、情報セキュリティのレベル向上に向けた助言を行うことを目的として情報セキュリティ監査を外部の第三者組織に委託して実施しています。

監査の結果、重大な指摘事項は無く、良好なレベルでの情報セキュリティ対策が実施されていることが確認されました。

しかし、一部の情報システムにおいて、情報セキュリティ対策の一部を見直し、より有効な対策を実施していくことが必要であることが明らかになりました。

このため、該当する情報システムにおいては、情報セキュリティ対策の見直しを実施しました。

#### (2) 情報セキュリティ自己点検の結果について

農林水産省のすべての職員が、その業務上の情報セキュリティ対策について、農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成15年6月26日訓令第11号）に準拠した対応を行っているか否かを確認すること、確認の結果に基づいて改善を図ることを目的として情報セキュリティ自己点検を実施しました。

その結果、当省の職員は、概ね適切に情報セキュリティ対策を実施していることが明らかになりました。

しかし、情報の格付や取扱制限の明示などで、実施が不十分な事項が確認されていることから、更なる対策が必要な事項もあると考えます。

#### (3) 情報セキュリティ教育

情報セキュリティ対策の関係規程を整備するとともに、職員がその内容を十分に理解し、日常の業務の中で適確な情報セキュリティ対策を確実に実践できるよう、すべての職員に対して定期的な情報セキュリティ教育等の受講を義務づけています。

また、イントラネット上の職員向けの掲示板に、情報セキュリティの項目を設け、職員が遵守すべき情報セキュリティ対策の関係規程、教育資料等を掲載して、日頃から繰り返しその周知に努めています。

#### (4) 調達・外部委託

外部の事業者等に、その管理・運用等の業務の一部を委託している情報システム等の調達・外部委託においては、調達先の情報セキュリティ水準を確保するため、省内の調達担当者向けに、情報システムに係る調達マニュアルを作成し、取り扱う

情報の重要度に応じたセキュリティ対策の要件を標準化し、外部の調達・委託先等における情報セキュリティ水準の管理を行っています。

また、セキュリティ・バイ・デザインとしてのシステム構築前段階からのセキュリティ要件の洗い出しについて、可能なものから取り組みを始めました。

(5) その他取り組んだ事項

メール攻撃に適切に対応し、職員の情報セキュリティ意識の向上をはかることを目的として、本省と地方機関の全職員に対して「メール攻撃に対する教育訓練」を実施しました。

(6) 情報セキュリティに関する障害・事故等の報告

ウイルスが添付された標的型メールが、当省職員のパソコンに送信されました。この標的型メールは、既にアンチウイルスソフトウェアによりウイルス駆除を実施済みであり、ウイルス感染は未然に防止しました。

## 2 平成24年度の目標

平成24年度は、前年度に引き続き情報セキュリティに関する自己点検及び外部監査機関による情報セキュリティ監査を実施するとともに、省全体の情報セキュリティレベル向上のため、以下の取り組みを重点的に実施します。

- (1) 情報の格付及び取扱制限の明示の徹底に努めます。
- (2) 職員に対する情報セキュリティ教育を強化・拡充し、職員として遵守すべき事項を周知徹底します。
- (3) 情報セキュリティ上のリスク変化に対応するため、内部規程の見直しを行います。
- (4) 情報システムのセキュリティの強化に努めます。

## 第2 基本情報

### 1 農林水産省の概要

農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を実施することを任務としています。

このため、全国各地に地方農政局、森林管理局、漁業調整事務所等の地方出先機関を設置して、本省において企画・立案した政策を実施するため本省と地方機関が連携を取りつつ、地域の実態に合わせた政策を実施しています。

農林水産省では、これらの幅広い業務を効率的に実施するため、所管する業務の内容に応じて様々な情報システムを構築して運用しています。

農林水産省で導入している主な情報システムには、以下のようなものがあります。

#### (1) 農林水産省行政情報システム

農林水産省職員が業務全般を実施するための基盤となる情報システム

#### (2) 農業者戸別所得補償制度情報管理システム

農業者戸別所得補償制度の実施において、申請書のデータ入力、交付金額の算定、対象農家への通知までを行うための情報システム

#### (3) 農林水産統計システム

農林水産統計調査において、統計データの入力審査、集計、出力、分析・加工を行う情報システム

#### (4) 農林水産省生鮮食料品流通情報データ通信システム

卸売市場における青果物市況情報、畜産物市況情報に係る流通情報調査の収集から公表・提供までを行う情報システム

#### (5) 輸入植物検査手続き電算処理システム

植物検疫に関する電子申請や植物検疫統計等の処理を行う情報システム

#### (6) 動物検疫検査手続き電算処理システム

動物検疫に関する電子申請や動物検疫統計等の処理を行う情報システム

#### (7) 国有林野情報管理システム

林野庁で国有林野事業の業務全般を実施するための基盤となる情報システム

(8) 政府所有米麦情報管理システム

米麦の需給安定化をはかるため、米麦の買入れ、保管、運送及び販売等の売買・管理業務を行う情報システム

**2 対象とする期間**

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの情報セキュリティ対策に関する取り組みを対象としています。

**3 対象とする組織**

本報告書は、農林水産省本省をはじめ、林野庁、水産庁、地方農政局、植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、森林管理局、漁業調整事務所、農林水産政策研究所、森林技術総合研修所、農林水産研修所等を対象としています。

**4 対象とする情報**

本報告書で対象とする情報は、農林水産省における下記の情報です。

- ・ 情報システム内部に記録された情報
- ・ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
- ・ 情報システムに関係がある書面に記載された情報

**5 責任部局**

農林水産省大臣官房評価改善課

### 第3 情報セキュリティ対策の枠組み

#### 1 情報セキュリティ対策に関する文書体系

農林水産省では、情報セキュリティ確保及びその向上を図るための基本規範として、「農林水産省における情報セキュリティ確保に関する規則」（平成15年6月26日訓令第11号。以下「情報セキュリティ規則」という。）を定めて情報セキュリティ確保のために実施すべき対策の基準である「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が要求する準拠事項に沿って、政府機関の統一的な枠組みに沿った情報セキュリティ対策を実施しています。

また、情報セキュリティ規則の下位規程として、以下の文書を整備しています。

- (1) 「情報セキュリティ対策教育実施要領」  
職員への情報セキュリティ対策教育に関する体制及び手続き等を定めた要領
- (2) 「情報の格付及び取扱制限に関する規程」  
情報の格付及び取扱制限の指定並びに明示の手順等の規程
- (3) 「情報セキュリティの確保に関する規程」  
情報セキュリティ規則に定める遵守事項を実施するための体制等を定めた規程
- (4) 「農林水産省行政情報システムにおける管理運営に関する実施手順」  
農林水産省行政情報システムにおいて、情報システムセキュリティ責任者及び利用者等が遵守すべき責務等を定めた実施手順
- (5) 「情報処理システムの管理運営に関する実施手順」  
各情報システムにおいて、情報システムセキュリティ責任者及び利用者等が遵守すべき責務等を定めた実施手順
- (6) 「情報セキュリティに関する障害・事故等の対処手順」  
障害・事故等が発生した場合、適切な対応により障害・事故等の影響が拡大することを防ぎ、復旧を適切に実施するための対処手順

さらに、職員が業務の中で、情報の格付や取扱制限の指定並びに明示等を取り入れていくため、具体的にどのように格付し、明示すればよいのか、例示をふんだんに用いた「情報の格付マニュアル・情報の格付及び取扱制限のルール」を作成して、職員に対して「情報の格付及び取扱制限に関する規程」の内容を周知しています。



## 2 情報セキュリティ対策の推進体制

### (1) 情報セキュリティ対策に係る組織体制

農林水産省では、情報セキュリティ対策を推進するため、最高情報セキュリティ責任者のもと、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者などを置き、それぞれの責務に応じた情報セキュリティ対策に取り組んでいます。

また、省内で導入している各情報システムに、情報システムセキュリティ責任者と情報システムセキュリティ管理者を置き、情報システムごとに情報セキュリティ対策に取り組んでいます。

さらに、統括情報セキュリティ責任者に対して、情報セキュリティ責任者や情報システムセキュリティ責任者から障害・事故等の報告や連絡調整を行うために連絡員を置いて、円滑な情報セキュリティ運用が可能となるよう努めています。(表1)

- ・最高情報セキュリティ責任者（大臣官房長）

農林水産省における情報セキュリティ対策に関する事務を統括します。

- ・最高情報セキュリティアドバイザー（CIO 補佐官）

情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家で、農林水産省における情報セキュリティ対策全般について助言、指導を行います。

- ・情報セキュリティに関する委員会

最高情報セキュリティ責任者を委員長として、農林水産省における情報セキュリティに関する重要事項を審議します。

- ・情報セキュリティ監査責任者（政策評価審議官）

最高情報セキュリティ責任者の指示に基づき監査に関する事務を統括します。なお、監査は客観性及び専門性を向上させるため、外部の第三者組織に委託して実施しています。

- ・統括情報セキュリティ責任者（大臣官房評価改善課長）

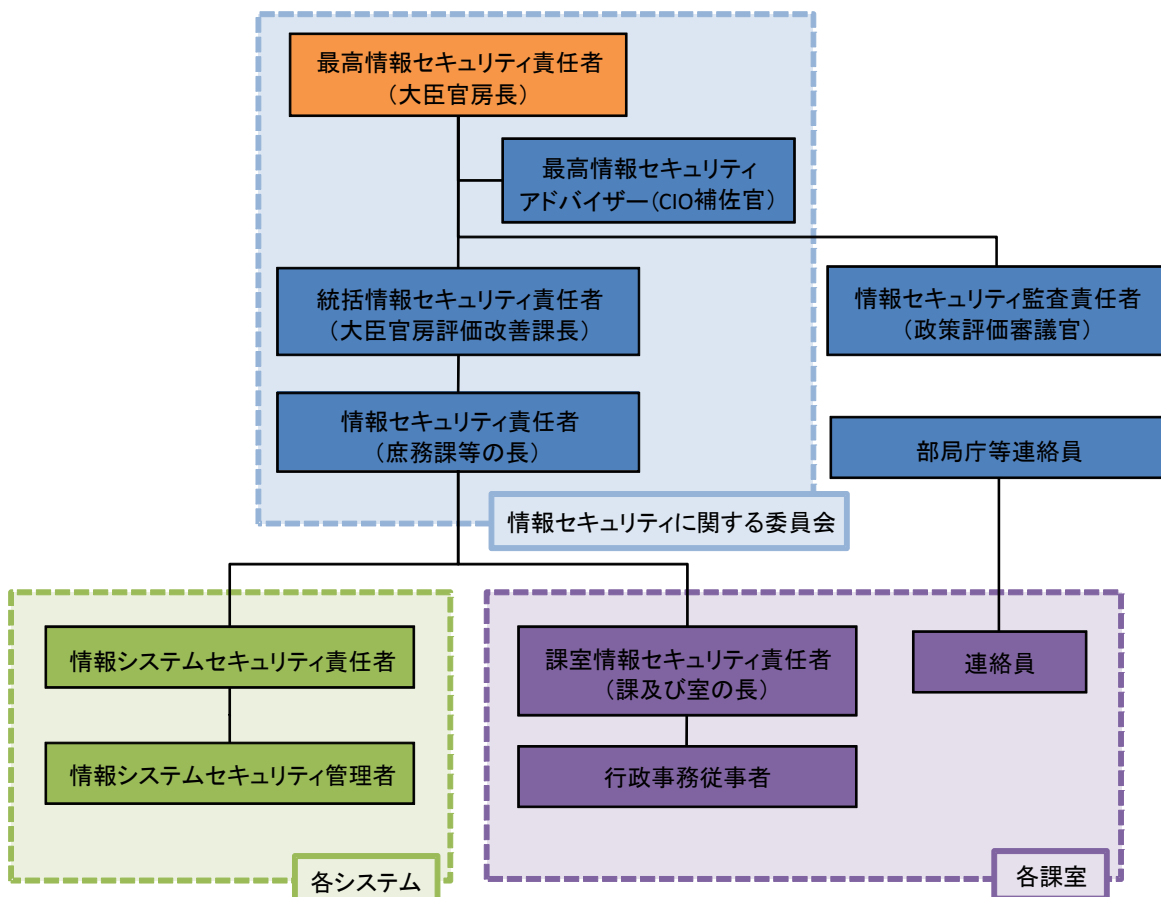
最高情報セキュリティ責任者を補佐し、連絡体制・関係規程の整備、行政事務従事者に対する教育の実施に関して、情報セキュリティ責任者を統括します。

- ・情報セキュリティ責任者（各部局庁の庶務課等の長）

部局庁等における情報セキュリティ対策に関する事務を統括します。

- ・ 情報システムセキュリティ責任者  
(情報システムを管理及び運営する課又は室の長)  
部局庁における情報システムごとに、セキュリティ機能の設計、利用手順書の整備、安全区域の管理等の情報セキュリティ対策に関する事務を統括します。
- ・ 情報システムセキュリティ管理者  
所管する情報システムの管理業務における情報セキュリティ対策を実施します。
- ・ 課室情報セキュリティ責任者 (課及び室の長)  
課室における情報セキュリティ対策に関する事務を統括します。
- ・ 部局庁等連絡員及び連絡員  
統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者、課室情報セキュリティ責任者、行政事務従事者及び各連絡員との連絡調整及び障害・事故等の報告を行います。

表1 農林水産省における情報セキュリティ対策の推進体制



## 第4 監査等

### 1 情報セキュリティ監査の実施

農林水産省では、省内の各情報システムが、情報セキュリティ規則並びに各情報システムの実施手順に基づいて、適切に管理・運用されているかを評価し、各情報システムにおける情報セキュリティのレベルを向上させるための助言を行うことを目的として、情報セキュリティ監査を定期的実施しています。

監査では、統一管理基準、統一技術基準等に準拠して策定された情報セキュリティ規則に基づき、各情報システムが適切に運用され、実効性が確保されているか、その準拠性と妥当性の有無を客観的に確認しています。

そして、この情報セキュリティ監査は、監査の客観性及び専門性を向上させるため、外部の第三者組織に委託して実施しています。

#### (1) 実施期間

平成24年1月6日～平成24年2月1日

#### (2) 監査対象

- ア 情報システムの運用状況監査
- イ ホームページのセキュリティ診断
- ウ ネットワークのセキュリティ診断

#### (3) 情報セキュリティ監査の内容

- ア 情報システムの運用状況監査
  - (ア) 農林水産省の情報セキュリティ規則の内容が、統一管理基準及び統一技術基準に準拠していることを確認。
  - (イ) 監査の対象とした情報システムの実施手順が、情報セキュリティ規則に準拠していることを確認。
  - (ウ) 情報セキュリティ規則並びに監査対象システムの実施手順に基づき、情報システムが適切に管理・運用されていることを確認。
  - (エ) 情報の格付及び取扱制限に関する規程に基づいて、情報の格付及び取扱いが実施されているか確認。
  - (オ) 外部委託先に実施させる情報セキュリティ対策を明確化し、外部委託先を適切に管理されているか確認。
  - (カ) 情報セキュリティ自己点検の結果が、情報セキュリティ対策の実施に適切に反映されているか確認
  - (キ) 前年度に実施した監査の指摘事項について、その後の対応状況を確認。

イ ホームページのセキュリティ診断

様々な脅威を想定して各ホームページのアプリケーションに関する脆弱性の有無や設定等の適切性等を調査・分析し、指摘事項の有無を確認。

ウ ネットワークのセキュリティ診断

様々な脅威を想定してネットワーク機器のOSやソフトウェア等に関する脆弱性の有無や設定の適切性等を調査・分析し、指摘事項の有無を確認。

(4) 監査の結果

監査の結果は、以下のとおりです。

ア 運用状況の監査

省内で作成された情報については、格付及び取扱制限の明示が行われているが、外部から入手した文書の一部で、情報の格付及び取扱制限の明示が徹底されていないとの指摘を受けました。

この指摘を受け、特に文書等で省外から入手した情報の取扱いについて、職員が適切な管理を行うよう格付マニュアル等の改定を行いました。

イ ホームページのセキュリティ診断

診断の結果、一部のホームページに早急な対策の必要がある脆弱性が指摘されましたが、直ちに改修対策を実施し、運用に問題がないことを確認しました。

ウ ネットワークのセキュリティ診断

診断の結果、一部のネットワーク機器に早急な対策の必要がある脆弱性が指摘されましたが、直ちに対策を実施し、運用に問題がないことが確認しました。

## 第5 情報セキュリティ対策の実施状況

### 1 情報セキュリティに係る自己点検

#### (1) 自己点検について

情報セキュリティに係る自己点検は、すべての職員（非常勤職員を含む）が情報セキュリティの遵守事項に準拠した運用を実行しているか否かについて自ら点検し、その結果に基づき、情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、不備な点について改善計画を策定し改善を実施することを目的として、職員それぞれの責務に応じた内容の自己点検票を作成・配付して実施しています。

#### (2) 把握率

長期出張等の不在によって提出が困難であった職員を除き、自己点検を実施した者の割合である把握率は98.7%でした。

#### (3) 対策の実施率

自己点検の点検項目について、それぞれの責務に応じて対策が実施された項目の割合である情報セキュリティ対策の実施率は、情報セキュリティ責任者等は100%、情報システムセキュリティ責任者等は100%、職員は79.3%でした。

#### (4) 自己点検結果と課題

引き続き、高い把握率を確保しました。これは、質問票を配布した職員に対して、回答の進捗状況や未回答者の管理を行ったことと、民間企業や政府機関を標的としたサイバー攻撃が多発するなど、社会全体で情報セキュリティ対策の必要性が高まっていることを背景に、職員も情報セキュリティ遵守の意識が高まったことによるものと考えられます。

農林水産省には、外局や地方出先機関等もあることから、点検・教育・指導という一連の取組みを時間をかけて確実に行うことで、情報セキュリティに対する職員の意識の着実な向上を図っているところです。

情報の格付と取扱制限は、情報の作成者や入手者が、その情報をどう取り扱うべきか他の者に認知させて、情報の重要性や取扱方法を明確にするための手段であり、情報に対するセキュリティ対策の出発点として最も基本的な取組です。そのため、日頃から、繰り返し職員に対して周知徹底するほか、次年度は、本年度の自己点検の結果、更なる徹底が求められている対策事項を中心とした情報セキュリティ教育を実施します。

## 2 情報システムの状況

### (1) 各情報システムの重点検査

様々な脅威から情報システムを守るためには、情報セキュリティ対策の強度とシステムの利用者の利便性のバランスを図りながら、それぞれの情報システムにとって最も有効な対策を講じなければなりません。

このため、省内で運用されている各情報システムの公開用ウェブサーバ及び電子メールサーバのセキュリティ対策について、統一技術基準に準拠した対策が適切に実施されているか重点的な検査を実施しています。

検査では、各情報システムにおける公開ウェブサーバ、電子メールサーバのセキュリティ対策について、サービス不能攻撃(DoS攻撃)への対策状況、OSの更新状況、主要なアプリケーションの更新状況、計画停電への対策状況等の確認を実施しました。

### (2) 情報システムの対策状況

重点検査の結果、一部の情報システムの対策に不備な箇所がありましたが、直ちに改修を実施しました。

この結果を受けて、引き続き、各情報システムの情報セキュリティの確保とその強化・拡充を図ります。

## 3 教育・啓発

農林水産省では、情報セキュリティ対策教育に関する体制や手続き等を定めた「情報セキュリティ対策教育実施要領」に基づき、職員に対して、必要とされる情報セキュリティ水準を確保するための教育を計画的に実施しました。

### (1) 教育計画の策定、教育の企画等

情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図るためには、すべての職員が、情報セキュリティ関連の規程を遵守して、常に情報セキュリティ対策を適切に実践できるように、効果的な教育を実施する必要があります。

このため、当省では、すべての職員に毎年最低1回以上は、情報セキュリティに係る研修等を受講することを求め、また、新規採用者の着任時及び職員の異動時には、新しい職場等で3か月以内に受講することを求めています。

また、全職員向けに、イントラネット上の職員向け掲示板に、情報セキュリティ関係規程、教育資料等を掲載し、遵守事項の周知徹底に努め、職員がいつでも学習、確認することができる環境を整備しています。

## (2) 教育教材の整備

職員向けの教育用テキストとして、情報セキュリティ規則を分かりやすく解説した「基礎からわかる！情報セキュリティ」や職員が実際に業務の中で、具体的にどのように格付し、明示すれば良いのか等を解説した「情報の格付マニュアル(情報の格付及び取扱制限のルール)」を作成しています。

また、情報システムセキュリティ管理者向けの教育用テキストとして、最新のセキュリティ脅威と当省におけるセキュリティ対策について解説した「情報システムセキュリティ管理者向け情報セキュリティ対策教育」を作成しています。

また、個別の機関向けの研修用教材の作成にあたっては、民間企業における最近の情報セキュリティ事故の原因分析結果、当該機関における自己点検の結果を踏まえた教材を作成するなど、常に情報セキュリティ環境の変化に応じた見直しを行っており、最新の情報を教材に反映させるよう努めています。

## (3) 担当者の知識向上等

各部局庁の情報セキュリティ担当者に対する教育・研修を毎年2回実施し、情報セキュリティ組織の体制と事故・障害等の発生時の対応について徹底しています。

また、情報システムセキュリティ管理者に対しては、内閣官房情報セキュリティセンターの担当者や外部専門家を講師とした研修を実施して、情報システムセキュリティ担当者として遵守すべきセキュリティ対策について最新の情報を周知徹底しています。

## (4) その他

このほか、情報の紛失・漏えいなど、情報セキュリティに関する事故や障害等が発生した場合は、直ちに発生の原因を分析した上で、再発防止、被害の拡大を防止するため、イントラネット上の職員掲示板等を利用して職員に対して速やかな周知徹底を行っています。

## 4 調達・外部委託

農林水産省では、業務を円滑に遂行するため、その管理・運用等の業務の一部を外部業者に委託している情報システムもあります。もし、これらの外部委託先から国民の個人情報や漏えいして、国民の財産に大きな被害を及ぼすようなことになれば、国民からの信頼の低下だけに留まらず、農林水産行政の遂行への影響は計り知れないものがあります。

このため、情報システムの調達時や、情報システムの管理・運用業務の外部業者への委託にあたっては、サービス市場における自由で公正な競争を促しながら、真の競争環境を実現するとともに、調達手続きの透明性・公平性を確保しつつ、委託先において

高いレベルの情報セキュリティ対策が確保されるように、日頃から以下の取組を実施しています。

(1) 調達マニュアル

委託先等における一定水準の情報セキュリティ対策を確保するため、調達担当者向けの調達マニュアルの中に、情報システムの調達、管理、運用等の業務を外部業者に委託する際の、委託先の選定基準、調達・委託先に求める必要がある情報セキュリティ要件を掲載しています。

これによって、調達担当者が情報システム等を調達・外部委託する際には、調達案件の重要度に応じて標準化された情報セキュリティの対策要件を漏らすことなく調達仕様書に反映しています。

また、当省の調達仕様書では、外部委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する方法及び不十分な場合の対処方針に関する条項等を設けて、委託先候補に対して事前に周知しています。

(2) 委託先の管理

さらに、契約書においても、委託先において遵守すべき情報セキュリティ対策、機密保持、情報セキュリティの侵害発生時の対処方法、情報セキュリティ対策の履行状況の確認方法及び情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合に対処するための条項を設けて、契約履行期間中に委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を継続的に確認するとともに、履行状況が不十分であった場合には対策が確実に実施されるように予防策を講じています。

## 5 情報の格付（農林水産省における分類の基準）

農林水産省では、職員が取り扱う行政情報をよりきめ細かく管理するという観点から、情報の機密性の格付区分において、政府機関統一基準で示された3段階の区分をさらに細分化して、「機密性2情報」を「機密性2A情報」と「機密性2B情報」の区分に分割して、情報の機密性の格付を4段階の区分としています。（表2）

また、情報に格付をする際に明示する取扱制限の表現も、「関係者限り」や「取扱注意」などというあいまいな表現が多かったため、情報を受け取った者が、情報を適切に取り扱うことが出来るように参照者や配付手段の明示方法についてもルール化を行っています。



表2 情報の格付区分

農林水産省		政府機関統一基準	
格付の区分	分類の基準	格付の区分	分類の基準
機密性3情報	行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報	機密性3情報	行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報
機密性2情報	A 行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、その漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある情報であって、情報の参照者や配付手段を限定するなど業務遂行上慎重な取扱いを要する情報	機密性2情報	行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
	B 行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、その漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報		
機密性1情報	機密性2情報又は機密性3情報以外の情報	機密性1情報	機密性2情報又は機密性3情報以外の情報

## 6 その他取り組んだ事項

### (1) 標的型メール攻撃に係る教育訓練

平成23年11月から12月にかけて、標的型不審メール攻撃（ウイルス対策ソフトでは防御ができない不正プログラムを特定の組織・個人等に送り込むメール攻撃）に適切に対応して、職員の情報セキュリティ意識の向上を図ることを目的とし、本省と地方機関の全職員を対象として「標的型メール攻撃に係る教育訓練」を実施しました。

訓練では、全職員に対して、標的型メールを見極めるためのポイントについて、事前教育を実施したのち、最近の標的型不審メールの形式を模擬した訓練用メール（1回目：メールの添付ファイルに対する取扱訓練、2回目：メール本文中のサイ

トのリンクに対する取扱訓練)を、日時時間帯を変えて2回送付しました。

その結果、訓練用メールの添付ファイルを開封するなどの不適切な取扱いをした職員を再教育用コンテンツに誘導して、再教育を実施しました。

この訓練の実施により、職員の意識が向上するとともに、メールシステムについて、改善が検討すべき事項が明らかとなりました。

## (2) 情報システムの運用継続計画の整備

農林水産省では、保有する情報及び利用する情報システム並びに当該情報及び情報システムに係る脅威を明らかにし、情報及び情報システムごとにその重要性、利用環境等を考慮したリスク評価を行った上で、必要となる情報セキュリティ対策の水準を決定しています。

このため、災害や事故・障害等の発生時に農林水産行政の継続性を確保する観点から、当省の基盤となる情報システムについて、その重要性、利用環境等を考慮して各情報システムの運用継続計画を整備しています。

これまでも、災害や事故・障害等の発生に備えて、情報システムの業務継続計画を策定しておりましたが、今年度、当省では首都直下型地震の発生時の状況を想定し、これに備えるため、想定される危機的事象、被害状況、復旧の優先度等を考慮して、農林水産省行政情報システムなどの基幹LANシステムについて、情報システムの継続性を強化し、災害や事故・障害等の発生時に適切に維持管理していくための具体的な事項(対象範囲、事前対策計画、非常時の対応計画、教育訓練計画、維持管理計画)を定めた情報システム運用継続計画を策定しました。

## (3) 職員に対する情報提供

農林水産省では、独自に、情報システムへのサイバー攻撃や不正なアクセスに備えて、24時間態勢で外部向けホームページや各情報システムと外部との通信の状況を監視してサイバー攻撃等による被害発生に対応しています。

また、職員に対しても、情報システムの異常を発見した場合は、昼夜を問わず、直ちにシステム管理者に報告することを求め、障害・事故等の発生からの速やかな復旧に努めています。

このような情報は、直ちに統括情報セキュリティ責任者から、各情報システムの責任者や管理者に伝達し注意喚起を促すほか、必要に応じ省内メールの連絡網を利用して全職員へ周知しています。

## 第6 情報セキュリティに関する障害・事故等の報告

平成24年1月、ウイルスが添付された標的型メールが、当省職員のパソコンに送信されました。このメールに含まれていたウイルスは、アンチウイルスソフトウェアにより駆除し、ウイルス感染は未然に防止しましたが、今後は、このような事態が発生しないよう、再発防止に努めるとともに、更なる情報セキュリティ対策の強化に取り組んでまいります。

## 7 情報セキュリティ対策に関する次年度の計画

### 1 平成24年度の計画

平成24年度は、前年度に引き続き情報セキュリティに関する自己点検及び外部監査機関による情報セキュリティ監査を実施するとともに、過去に流出した情報が使われた可能性のある標的型メール攻撃の発生を踏まえ、省全体の情報セキュリティレベル向上のため、以下の取組を重点的に実施します。

- (1) 情報の格付及び取扱制限の明示の徹底に努めます。
- (2) 職員に対する情報セキュリティ教育を強化・拡充し、職員として遵守すべき事項を周知徹底します。
- (3) 情報セキュリティ上のリスク変化に対応するため、内部規程の見直しを行います。
- (4) 情報システムのセキュリティの強化に努めます。

## 第8 最高情報セキュリティアドバイザーからのメッセージ

農林水産省では、政府機関統一規範を踏まえ、情報セキュリティに関する体制整備、情報の管理・取り扱いルール強化、情報システムに対するセキュリティ対策の徹底等に取り組んでいます。

標的型メール攻撃は継続的に繰り返される傾向があることから、更なる監視強化やメール等の取り扱いに関する更なる対策の必要性を組織全体として共有し、多少の利便性を犠牲にしてもセキュリティを確保するよう取り組んでいただいています。

今後は本格的なクラウド環境の利活用の拡大や、スマートフォンなどポスト PC 時代の加速化など、通信の拡大・多様化は必至です。電子メールのみならず情報の可搬性に配慮した情報サービス提供におけるセキュリティ対策のあり方にも更なる考慮が必要となっています。急速な環境変化への迅速な対応として、情報セキュリティ管理の取組における PDCA の短サイクル化、機動力の向上が課題です。

これまでは、内外の情報環境の変化を見据えつつ、総合的・継続的に農林水産省の業務・システム全体としてバランスの取れた堅実なセキュリティ対策を意識してきましたが、今後はこれに加えて多様化する情報セキュリティの脅威に迅速に対処できるような情報セキュリティ対策へのあり方について、更なる支援・助言に努めてまいります。

最高情報セキュリティアドバイザー（農林水産省 CIO 補佐官）

久保田 智